

健発 0218 第 3 号  
令和 2 年 2 月 18 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局長

新型インフルエンザ患者入院医療機関整備事業の実施について

標記については、「新型インフルエンザ患者入院医療機関整備事業実施要綱」（平成 20 年 10 月 16 日健発第 1016005 号厚生労働省健康局長通知の別紙（以下「実施要綱」という。））により実施していただいているところです。今般、実施要綱の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、令和 2 年 2 月 12 日から令和 2 年 3 月 31 日までの期間に限り適用することとしましたので、通知いたします。

また、別紙の内容について御了知の上、貴管内の医療機関等への周知をお願いします。

# 新型インフルエンザ患者入院医療機関整備事業実施要綱 一部改正新旧対照表 (改正箇所のみ抜粋)

(下線部分は改正箇所)

改正後	現 行
<p>(別紙)</p> <p style="text-align: center;">新型インフルエンザ等患者入院医療機関整備事業実施要綱</p> <p>第1. 事業目的 平成 25 年 6 月に策定した「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」において、国は都道府県に対し、<u>新型インフルエンザ等</u>発生に備え、あらかじめ患者を受け入れる診療体制についての計画を策定し、病床を試算するよう要請しているところである。 これに基づき都道府県が確保した、<u>新型インフルエンザ等</u>の患者の入院医療を提供する医療機関（以下「<u>新型インフルエンザ等患者入院医療機関</u>」という。）において、<u>新型インフルエンザ等</u>発生時に、入院患者に対する医療を提供する中で病床及び医療資器材の不足が生じ、迅速かつ適切な医療の提供ができなくならぬようにするため、必要な病床及び医療資器材等についてあらかじめ整備し、医療体制の強化を図ることを目的とする。</p> <p>第2. 事業の実施主体 この事業の実施主体は、都道府県のほか、<u>新型インフルエンザ等</u>が発生した際、患者への医療を提供することとしている<u>新型インフルエンザ等患者入院医療機関</u>とする。</p> <p>第3. 整備対象施設及び設備 (1) 施設 新型インフルエンザ等患者入院医療機関は、陰圧化や個室化等、院内感染防止に配慮した病床整備をすること。 (2) (略)</p> <p>第4. 事業の実施方法 (1) <u>新型インフルエンザ等</u>発生時において、その感染が原因となり、<u>新型インフルエンザ等</u>患者入院医療機関で入院している者に対する医療を提供するために必要な病床及び医療資器材について、二次医療圏ごとに整備するものとする。 (2) 人工呼吸器、簡易陰圧装置及び簡易ベッドの整備については、<u>新型インフルエンザ等</u>発生までの間において、保守点検を行うこと。 また、機能を維持するため、平時より使用することを認めるものとするが、<u>新型インフルエンザ等</u>発生時には、患者に対し即時使用できるよう、<u>新型インフルエンザ等</u>患者入院医療機関において、設備の保守点検を定期的に行うことや、医療機関内で効率的な使用ができるよう利用状況を把握するなど適切に管理すること。  (3) 個人防護具の整備にあたっては、各品目の規格に関する一例を別添に示したもので、整備する際は参考にされたい。 また、個人防護具の整備にあたっては、<u>新型インフルエンザ等</u>患者入院医療機関において適切に管理すること。</p>	<p>(別紙)</p> <p style="text-align: center;">新型インフルエンザ患者入院医療機関整備事業実施要綱</p> <p>第1. 事業目的 平成 25 年 6 月に策定した「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」において、国は都道府県に対し、<u>新型インフルエンザ</u>発生に備え、あらかじめ患者を受け入れる診療体制についての計画を策定し、病床を試算するよう要請しているところである。 これに基づき都道府県が確保した、<u>新型インフルエンザ</u>の患者の入院医療を提供する医療機関（以下「<u>新型インフルエンザ患者入院医療機関</u>」という。）において、<u>新型インフルエンザ</u>発生時に、入院患者に対する医療を提供する中で病床及び医療資器材の不足が生じ、迅速かつ適切な医療の提供ができなくならぬようにするため、必要な病床及び医療資器材等についてあらかじめ整備し、医療体制の強化を図ることを目的とする。</p> <p>第2. 事業の実施主体 この事業の実施主体は、都道府県のほか、<u>新型インフルエンザ</u>が発生した際、患者への医療を提供することとしている<u>新型インフルエンザ患者入院医療機関</u>とする。</p> <p>第3. 整備対象施設及び設備 (1) 施設 新型インフルエンザ患者入院医療機関は、陰圧化や個室化等、院内感染防止に配慮した病床整備をすること。 (2) (略)</p> <p>第4. 事業の実施方法 (1) <u>新型インフルエンザ</u>発生時において、その感染が原因となり、<u>新型インフルエンザ</u>患者入院医療機関で入院している者に対する医療を提供するために必要な病床及び医療資器材について、二次医療圏ごとに整備するものとする。 (2) 人工呼吸器、簡易陰圧装置及び簡易ベッドの整備については、<u>新型インフルエンザ</u>発生までの間において、保守点検を行うこと。 また、機能を維持するため、平時より使用することを認めるものとするが、<u>新型インフルエンザ</u>発生時には、患者に対し即時使用できるよう、<u>新型インフルエンザ</u>患者入院医療機関において、設備の保守点検を定期的に行うことや、医療機関内で効率的な使用ができるよう利用状況を把握するなど適切に管理すること。  (3) 個人防護具の整備にあたっては、各品目の規格に関する一例を別添に示したもので、整備する際は参考にされたい。 また、個人防護具の整備にあたっては、<u>新型インフルエンザ</u>患者入院医療機関において適切に管理すること。</p>

<p>(4) (略)</p> <p>(5) 都道府県においては、<u>新型インフルエンザ等</u>が発生した場合に、<u>新型インフルエンザ等</u>患者入院医療機関に対し、整備した施設及び医療資器材を使用できる体制を整えるよう指示を与えること。</p> <p>第5. (略)</p> <p>第6. (略)</p> <p>(別添)</p> <p style="text-align: center;">個人防護具に関する規格参考例</p> <p>マスク (略)</p> <p>ゴーグル (略)</p> <p>ガウン (略)</p> <p>グローブ (略)</p> <p>キャップ (略)</p> <p>フェイスシールド (略)</p>	<p>(4) (略)</p> <p>(5) 都道府県においては、<u>新型インフルエンザ</u>が発生した場合に、<u>新型インフルエンザ</u>患者入院医療機関に対し、整備した施設及び医療資器材を使用できる体制を整えるよう指示を与えること。</p> <p>第5. (略)</p> <p>第6. (略)</p> <p>(別添)</p> <p style="text-align: center;">個人防護具に関する規格参考例</p> <p>マスク (略)</p> <p>ゴーグル (略)</p> <p>ガウン (略)</p> <p>グローブ (略)</p> <p>キャップ (略)</p> <p>フェイスシールド (略)</p>
---	---

事 務 連 絡  
令和 2 年 2 月 18 日

各都道府県 衛生主管部（局）

厚生労働省健康局結核感染症課

新型コロナウイルス感染症患者等の発生に伴う新型インフルエンザ  
患者入院医療機関における個人防護具の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症に係る対応については、格段のご協力を賜り感謝申し上げます。

今般、神奈川県横浜市に所在する港に寄港したクルーズ船において新型コロナウイルス感染症患者、疑似症患者及び基礎疾患等により重篤な患者等（以下「新型コロナウイルス感染症患者等」という。）が一時的に多数報告されていることなどに鑑み、マスク等の個人防護具を医療現場において確保することが重要となることから、別添のとおり、「新型インフルエンザ患者入院医療機関整備事業実施要綱」（平成20年10月16日健発第1016005号厚生労働省健康局長通知の別紙）（以下「実施要綱」という。）の一部を改正し、下記のとおり取り扱うこととしますので、貴職におかれましては、管内の医療機関等の関係者に周知願います。

#### 記

- 1 本事業により整備した個人防護具については、新型コロナウイルス感染症患者等に対する医療を提供するに当たり使用して差し支えないこと。
- 2 1の取扱いについては、令和2年3月31日までの期間に限るものとする。